

海運と海洋環境の保全

松田忠大

Marine Transportation and the Preservation of Maritime Environment

MATSUDA Tadahiro

鹿児島大学法文学部

Faculty of Law, Economics and Humanities, Kagoshima University

科学技術が発展し、物品または旅客運送のための手段が多様化したとはいえ、依然として、物資および人の移動にとって船舶という用具は欠かせない。鹿児島県大隅半島と種子島・屋久島との間に位置する大隅海峡は領海の幅が 3 海里に狭められた特定海域であり（領海及び接続水域に関する法律附則第 2 項）、国際海上運送の主要航路となっている。そこでは、世界各地から輸送するためにわが国の経済活動に不可欠な種々の物資を積載した大型船舶の往来を目にする。また、鹿児島県は、奄美群島をはじめとする島嶼部を有しており、こうした地域にとっては、船舶による人および物資の輸送は、そこで住む人々の生活を支えている。現代社会においても、海洋は輸送の重要な交通路であるが、その役割だけを担ってきたのではなく、海洋は資源の宝庫でもある。とりわけ、島嶼部では、古くから、良質な水産資源の獲得は主要な経済活動の 1 つとなっており、その住民の生活を支えている。さらに、最近では、「美しい海」を資源とした観光産業も盛んになってきており、島嶼部の重要な経済活動の一部となってきた。このように、島嶼部においては、海洋は様々な経済活動の舞台であることから、良好な海洋環境をしていくことはきわめて重要である。

しかし、現代社会においては、多種多様な有害物資をも船舶により運送しており、ひとたび海難事故が生じると海洋環境に甚大な影響を及ぼしかねない。海難事故によって特に深刻な環境汚染を生じさせるのは油の流出である。1967 年にイギリス南西端シリー群島の浅瀬に座礁し積載原油およそ 12 万トンを出したトリー・キャニオン号の事故をはじめ、これまでにいくつかの油濁による環境汚染が深刻な社会問題となった。わが国周辺でも、これまでに、いくつかの大型船舶の関係する海難事故が発生し、深刻な海洋汚染を引き起こした。たとえば、1971 年に発生した、リベリア船籍のタンカー・ジュリアナ号折損事故では、およそ 7,200 トンの油が流出した。また、1997 年に発生した、ロシア船籍のタンカー・ナホトカ号の折損事故では、およそ 6,200 トンの重油が流出し、島根県から秋田県の日本海沿岸部に甚大な油濁損害を生じさせた。その後も、規模の大小はあれ、世界各地で海難事故に起因する油による海洋汚染は後を絶たない。

こうした事故に象徴されるように、油の流出は極めて深刻な海洋汚染を招く。わが国では、公法上、海洋汚染防止法が船舶からの油排出を規制してきたが、先に述べたジュリアナ号の事故を契機として、同法は「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改名され、船舶所有者等への油防除資材の備え付け義務、タンカー所有者等への油回収船・油防除資材の配備義務等の海上災害の防止措置が定められた。また、油濁損害賠償・補償制度については、トリー・キャニオン号の事故を契機として、タンカーの船主の責任等を定めた油濁損害に関する民事責任条約（1969年）・補償基金条約（1971年）が成立した（一般船舶から流出した燃料油による油濁損害については2001年に、いわゆるバンカー条約が成立）。わが国もこれを批准し、1975年に油濁損害賠償保障法（2004年に船舶油濁損害賠償保障法と改名）が制定された。

このように国際社会および国家レベルでの海洋汚染防止、油濁損害賠償・補償についてのルールづくりは進展してきている。しかし、最も重要なことは海洋汚染の原因となる海難事故を未然に防止することである。現在、およそ115年ぶりに、わが国の商法（1899年〔明治32年〕制定）の「運送・海商」に関する規定の全面的な見直しが行われている。その改正中間試案では、たとえば、公法上の義務とは別に、陸上、海上、航空の、すべての運送の通則的規定として、引火性、爆発性その他の危険性を有する物品の運送を委託する荷送人にその通知義務を課す規定などの新設も予定されており、物品運送による事故を未然に防止するための取り組みがなされようとしている。

1681年に、当時のフランスの君主ルイ14世が宰相コルベールに命じて編纂させた「海事王令」がある。この王令は、海事に関する公法および私法双方を含む最古の近代海法典の1つである。木造帆船による航海中心の時代とはいえ、そこには、漁業などを中心として海洋資源保全のためと思われるいくつかの規定が置かれていた。この時代に、すでに海洋環境を守るという考えが国家法の中に現れていたことは実に興味深いことである。先人が守り続けてきた海洋環境を保全するために、海運業、水産業をはじめ、海洋を利用するすべての者が、法的義務の有無にかかわらず、意識的にそのための取組を続けていくことは重要である。特に、奄美群島を中心とした島嶼部におけるこうした地域的な伝統的取組があるとなれば、今後、法律学の分野と人文科学の分野の横断的研究領域として興味深いテーマとなりそうである。